

令和6年度

向日市地域防災計画 修正（案）

【一般対策編・地震対策編・事故対策編・資料編】

新旧対照表

向日市防災会議

2-8	<p>第3節 都市空間の整備計画</p> <p>2 都市公園の整備 (令和6年12月現在)</p> <p>第6節 ライフライン等施設対策</p> <p>6 鉄道施設防災計画</p> <p>鉄道施設の災害防止は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。</p>	<p>第3節 都市空間の整備計画</p> <p>2 都市公園等の整備 (令和5年8月現在)</p> <p>第6節 ライフライン等施設対策</p> <p>6 鉄道施設防災計画</p> <p>JR施設の災害防止は、列車運転の安全確保を確立するために必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。</p>	<p>時点修正</p> <p>文言の修正</p>
2-22	<p>第2章 災害に即応できるひとづくり</p> <p>第1節 市民等に対する防災知識の普及対策</p> <p>3 防災知識普及の媒体</p> <p>(1) 広報誌・ホームページ</p> <p>防災知識及び防災計画等を必要に応じ広報誌・ホームページにより周知徹底し、防災意識の向上を図る。</p> <p>第3章 災害に強いシステムづくり</p> <p>第4節 避難計画</p> <p>1 避難所等の指定</p> <p>防災協力農地 (令和6年3月現在)</p>	<p>第2章 災害に即応できるひとづくり</p> <p>第1節 市民等に対する防災知識の普及対策</p> <p>3 防災知識普及の媒体</p> <p>(1) 広報紙・ホームページ</p> <p>防災知識及び防災計画等を必要に応じ広報紙・ホームページにより周知徹底し、防災意識の向上を図る。</p> <p>第3章 災害に強いシステムづくり</p> <p>第4節 避難計画</p> <p>1 避難所等の指定</p> <p>防災協力農地 (令和5年3月現在)</p>	<p>文言の修正</p> <p>時点修正</p>
2-38			

防災協力農地

地区登録	登録件数	市街化区域		市街化調整区域		面積
		生産緑地	宅地化農地	農地用	その他	
物集女町	33	0	1	32	0	419.9a
寺戸町	26	8	0	18	0	338.6a
森本町	10	1	0	9	0	126.7a
鶏冠井町	18	1	0	17	0	227.8a
上植野町	50	7	0	43	0	463.4a
市外	2	0	0	2	0	35.4a
合計	139	17	1	121	0	1,611.8a

8 避難所及び避難路の周知

- (1) 広報誌・ホームページに掲載する。

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第5節 水害予防計画

9 水防法対象施設

	施設の名称	住所	電話番号 (FAX)	対象河川	
				桂川	小畑川
8	向日町ひまわり保育園	向日市寺戸町瓜生 22-12	<u>921-5151</u> <u>(932-3456)</u>	○	

防災協力農地

地区登録	登録件数	市街化区域		市街化調整区域		面積
		生産緑地	宅地化農地	農地用	その他	
物集女町	35	0	1	34	0	451.0a
寺戸町	39	12	0	27	0	515.5a
森本町	15	1	0	14	0	201.2a
鶏冠井町	18	1	0	17	0	227.8a
上植野町	50	7	0	43	0	458.6a
市外	1	0	0	1	0	12.9a
合計	158	21	1	136	0	1,867.0a

8 避難所及び避難路の周知

- (1) 広報紙・ホームページに掲載する。

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第5節 水害予防計画

9 水防法対象施設

	施設の名称	住所	電話番号 (FAX)	対象河川	
				桂川	小畑川
8	向日町ひまわり保育園	向日市寺戸町瓜生 22-12	<u>922-7773</u> <u>(922-7773)</u>	○	

2-40

2-54

文言の修正

電話番号の修正

第3編 災害応急対策計画

頁	修 正	現 行	修正理由
3-24	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第7節 消防計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(8) 防火思想の普及</p> <p>近代文化の進展に伴う生活様式の改変による火災の激増の傾向に対処するため各種団体の協力を求め、防火思想の普及に努める。</p> <p><u>広報誌</u>、パンフレット、リーフレット、ポスター等及び広報巡回、映画会、懇談会等あらゆる広報媒体を利用して予防運動の徹底を期する。</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第7節 消防計画</p> <p>2 計画の内容</p> <p>(8) 防火思想の普及</p> <p>近代文化の進展に伴う生活様式の改変による火災の激増の傾向に対処するため各種団体の協力を求め、防火思想の普及に努める。</p> <p><u>広報紙</u>、パンフレット、リーフレット、ポスター等及び広報巡回、映画会、懇談会等あらゆる広報媒体を利用して予防運動の徹底を期する。</p>	<p>文言の修正</p>
3-58	<p>第2章 応急対策期の活動</p> <p>第2節 被災者への救援活動</p> <p>第3 給水計画</p> <p>3 給水計画</p> <p>災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を作成し、<u>上下水道事業の業務継続計画（以下「上下水道BCP」という。）</u>に基づき、応急給水を実施する。</p>	<p>第2章 応急対策期の活動</p> <p>第2節 被災者への救援活動</p> <p>第3 給水計画</p> <p>3 給水計画</p> <p>災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を作成し、<u>向日市水道災害対策マニュアル</u>に基づき、応急給水を実施する。</p>	<p>新たに策定したため</p>

3-59 5 給水の方法
給水を必要とする被災地等への応急給水は、給水車及び仮設配管によって行うものとする。

(1) 応急給水用タンク保有数

種 別	容 量	台 数	所 属
給水車	2,000 <small>リットル</small>	1 台	都市整備部
給水タンク	1,000 <small>リットル</small>	1 基	〃
応急給水対応設備	500 <small>リットル</small>	6 セット	〃
災害対策用給水袋	10 <small>リットル</small>	2,300袋	〃
〃	6 <small>リットル</small>	2,350袋	〃
〃	4 <small>リットル</small>	750袋	〃
〃	3 <small>リットル</small>	10,900袋	〃

第6 物資配送センター
大災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、避難所に備蓄品、食料品、日用品等の物資を蓄え、これを管理することが困難であるので、物資配送センターをゆめパレアむこうに開設し、食品・物資の統括管理体制をとり、避難所の在庫管理負担を軽減する。

3-61 **第6節 ライフライン等の応急対策**

3-79 第3 電信電話施設の応急対策
1 災害時の応急措置
(1) 設備及び回線の応急復旧措置
① 回線の非常措置
イ 小型ポータブル衛星通信システム及び移動電源車の運用

5 給水の方法
給水を必要とする被災地等への応急給水は、給水車及び仮設配管によって行うものとする。

(1) 応急給水用タンク保有数

種 別	容 量	台 数	所 属
給水車	2,000 <small>リットル</small>	1 台	都市整備部
給水タンク	1,000 <small>リットル</small>	1 基	〃
応急給水対応設備	500 <small>リットル</small>	6 セット	〃
給水容器	20 <small>リットル</small>	185個	〃
〃	10 <small>リットル</small>	40個	〃
災害対策用給水袋	10 <small>リットル</small>	2,300袋	〃
〃	6 <small>リットル</small>	2,350袋	〃
〃	4 <small>リットル</small>	750袋	〃
〃	3 <small>リットル</small>	11,670袋	〃

第6 物資配送センター
大災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、避難所に備蓄品、食料品、日用品等の物資を蓄え、これを管理することが困難であるので、物資配送センターを向日市民温水プールに開設し、食品・物資の統括管理体制をとり、避難所の在庫管理負担を軽減する。

第6節 ライフライン等の応急対策

第3 電信電話施設の応急対策
1 災害時の応急措置
(1) 設備及び回線の応急復旧措置
① 回線の非常措置
イ 可搬無線機及び移動無線車並びに移動電源車の運用

時点修正

施設解体のため

文言の修正

令和6年度 向日市地域防災計画（地震対策編）修正事項

第1編 総則

頁	修 正	現 行	修正理由
1-7	<p data-bbox="232 427 1055 467">第2章 計画の目標</p> <p data-bbox="232 515 1055 555">第3節 被害想定</p> <p data-bbox="232 611 1055 770">1 地震発生場所及び地震の規模の想定 こうした状況のもと、本計画においては、<u>京都府の被害想定数値等を参考に</u> <u>に</u> _____ 「想定震源モデル」及び「向日市の被害予想」 <u>を次に掲げる。</u></p>	<p data-bbox="1099 427 1921 467">第2章 計画の目標</p> <p data-bbox="1099 515 1921 555">第3節 被害想定</p> <p data-bbox="1099 595 1921 738">1 地震発生場所及び地震の規模の想定 こうした状況のもと、本計画においては、<u>平成19年度に公表された京都府</u> <u>第2次地震被害想定調査結果の</u>「想定震源モデル」及び「向日市の被害予想」 を次に掲げる。</p>	<p data-bbox="1966 627 2139 691">被害想定の見直しのため</p>

1) 建物被害

モデル断層名	全壊		全壊			焼失建物		
	揺れ	揺れ	液状化	斜面	半壊	(冬夕刻)	冬夕刻	冬夕刻 強風
花折断層	3,264	3,222	6	31	5,170	3	175	265
桃山-鹿ヶ谷	347	331	0	18	1,657	0	0	0
燕 鷲 断 層	140	121	0	17	894	0	0	0
龜 岡	119	102	0	18	765	0	0	0
榎原-水尾	3,335	3,296	3	32	5,216	4	187	284
殿田-神吉-越畑	1,225	1,196	1	28	3,396	0	37	57
光明寺-金ヶ原	1,241	1,211	1	29	3,431	0	13	20
生駒断層	905	878	1	29	2,900	0	0	0
有馬-高槻津線	3,728	3,696	0	31	5,441	4	211	318
宇治川断層	931	906	1	23	2,925	0	13	20
南海トラフ地震	510							2,810

2) 人的被害

モデル断層名	全壊				負傷者数 (冬早朝)	重傷者数 (冬早朝)	要救助者数 (冬早朝)		避難者数	
	冬早朝	秋昼間	冬夕刻	冬夕刻 強風			短期	長期		
花折断層	226	47	142	156	1,700	237	1,014	20,329	5,061	
桃山-鹿ヶ谷	7	0	1	1	328	7	108	4,797	541	
燕 鷲 断 層	0	0	0	0	152	0	37	2,460	1,600	
龜 岡	0	0	0	0	132	0	26	2,123	188	
榎原-水尾	243	53	148	160	1,730	247	1,049	20,748	5,232	
殿田-神吉-越畑	76	6	35	38	834	81	384	11,124	1,903	
光明寺-金ヶ原	76	3	34	35	844	76	391	11,329	225	
生駒断層	54	2	14	14	668	55	285	9,190	1,401	
有馬-高槻津線	262	60	163	179	1,864	269	1,182	22,333	5,877	
宇治川断層	52	2	17	18	688	53	294	9,230	1,429	
南海トラフ地震				40	590	120	110			

地震被害総括表

向日市

断層名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			重傷者数 (人)	軽傷者数 (人)					
花折断層等	6強	119	1,068	188	506	7,232	1,971	4,341	870
桃山-鹿ヶ谷断層	6弱	10	330	10	110	4,800	350	1,660	-
燕鷲断層	6弱	-	150	-	40	2,460	140	890	-
有馬-高槻津線等	6弱	-	260	-	90	3,980	270	1,390	-
龜岡断層	6弱	-	130	-	30	2,120	120	770	-
榎原-水尾断層	6強	240	1,730	250	1,050	20,750	3,340	5,220	280
殿田-神吉-越畑断層	6強	80	830	80	380	11,120	1,230	3,400	60
光明寺-金ヶ原断層	6強	80	840	80	390	11,330	1,240	3,430	20
三峠断層	5弱	-	-	-	-	40	-	10	-
上林川断層	5弱	-	-	-	-	100	10	20	-
若狭湾内断層	5弱	-	-	-	-	30	-	10	-
山田断層等	4	-	-	-	-	-	-	-	-
福村断層等	5強	-	-	-	-	270	10	90	-
上町断層等	5強	-	120	-	20	1,990	110	720	-
生駒断層等	6弱	50	670	60	290	9,190	910	2,900	-
琵琶湖西岸断層等	6弱	50	630	50	260	8,630	830	2,770	-
有馬-高槻 断層等	6強	260	1,860	270	1,180	22,330	3,730	5,440	320
宇治川断層	6弱	50	690	50	290	9,230	930	2,930	20
木津川断層等	6弱	-	290	-	100	4,370	310	1,500	-
壇土断層	6弱	50	680	50	300	9,250	920	2,910	20
農父断層	5強	-	10	-	-	380	10	130	-
和東谷断層	5強	-	10	-	-	490	10	190	-
東南海-南海地震	6弱	-	180	-	50	2,890	180	990	-

京都府地震被害想定調査結果(2008及び2024)

断層名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数 (人)		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			重傷者数 (人)	軽傷者数 (人)					
南海トラフ地震	6強	40	590	120	110		510		2,810

内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)

第2篇 災害予防計画

頁	修 正	現 行	修正理由
2-12	<p data-bbox="226 341 1061 389">第2章 災害に即応できるひとづくり</p> <p data-bbox="226 434 1061 481">第1節 市民等に対する防災知識の普及対策</p> <p data-bbox="226 539 1061 708">3 防災知識普及の媒体 (1) <u>広報誌</u>、ホームページ 防災知識及び防災計画等を必要に応じ広報紙、ホームページにより周知徹底し、防災意識の向上を図る。</p>	<p data-bbox="1093 341 1928 389">第2章 災害に即応できるひとづくり</p> <p data-bbox="1093 434 1928 481">第1節 市民等に対する防災知識の普及対策</p> <p data-bbox="1093 539 1928 708">3 防災知識普及の媒体 (1) <u>広報紙</u>、ホームページ 防災知識及び防災計画等を必要に応じ広報紙、ホームページにより周知徹底し、防災意識の向上を図る。</p>	<p data-bbox="1960 531 2136 560">文言の修正</p>

第3篇 災害応急対策計画

頁	修 正	現 行	
3-2	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第1節 初動活動</p> <p>3 勤務時間外に地震が発生した場合</p> <p>(1) 参集</p> <p>③ 公共交通の途絶した場合の参集は、徒歩、自転車、又はバイク等とする。ただし、天候等により徒歩、自転車、又はバイク等による安全な参集が困難な場合は、<u>自動車</u>による参集も可能とする。なお、自動車で参集した場合の駐車場は、来庁者用駐車場を活用する。</p>	<p>第1章 初動期の活動</p> <p>第1節 初動活動</p> <p>3 勤務時間外に地震が発生した場合</p> <p>(1) 参集</p> <p>③ 公共交通の途絶した場合の参集は、徒歩、自転車、又はバイク等とする。ただし、天候等により徒歩、自転車、又はバイク等による安全な参集が困難な場合は、<u>自転車</u>による参集も可能とする。なお、自動車で参集した場合の駐車場は、来庁者用駐車場を活用する。</p>	文言の修正
3-27	<p>第2章 応急対策期の活動</p> <p>第6節 ライフライン等の応急対策</p> <p>第1 上水道施設の応急対策</p> <p>2 復旧活動の実施</p> <p>(3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。</p> <p>なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協働に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、<u>上下水道BCP</u>に基づいた対応を図る。</p>	<p>第2章 応急対策期の活動</p> <p>第6節 ライフライン等の応急対策</p> <p>第1 上水道施設の応急対策</p> <p>2 復旧活動の実施</p> <p>(3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。</p> <p>なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協働に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、<u>「向日市水道災害対策マニュアル」(平成14年2月)</u>に基づいた対応を図る。</p>	新たに策定したため

令和6年度 向日市地域防災計画（事故対策編）修正事項

原子力災害対策計画

第3編 広域一時滞在

頁	修 正	現 行	修正理由																
8-5	<p>第2 被災住民の受入れ方針</p> <p>■提供場所</p> <table border="1" data-bbox="253 544 1050 699"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>収容人数（面積）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向日町競輪場</td> <td>1,000人（2,475㎡）</td> </tr> <tr> <td><u>永守重信市民会館</u></td> <td><u>200人</u>（<u>827㎡</u>）</td> </tr> <tr> <td>府立向陽高等学校 体育館</td> <td><u>250人</u>（850㎡）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	収容人数（面積）	向日町競輪場	1,000人（2,475㎡）	<u>永守重信市民会館</u>	<u>200人</u> （ <u>827㎡</u> ）	府立向陽高等学校 体育館	<u>250人</u> （850㎡）	<p>第2 被災住民の受入れ方針</p> <p>■提供場所</p> <table border="1" data-bbox="1111 544 1908 699"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>収容人数（面積）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向日町競輪場</td> <td>1,000人（2,475㎡）</td> </tr> <tr> <td><u>ゆめパレアむこう・温水プール</u></td> <td><u>250人</u>（<u>990㎡</u>）</td> </tr> <tr> <td>府立向陽高等学校 体育館</td> <td><u>200人</u>（850㎡）</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	収容人数（面積）	向日町競輪場	1,000人（2,475㎡）	<u>ゆめパレアむこう・温水プール</u>	<u>250人</u> （ <u>990㎡</u> ）	府立向陽高等学校 体育館	<u>200人</u> （850㎡）	<p>施設変更のため</p>
施設名	収容人数（面積）																		
向日町競輪場	1,000人（2,475㎡）																		
<u>永守重信市民会館</u>	<u>200人</u> （ <u>827㎡</u> ）																		
府立向陽高等学校 体育館	<u>250人</u> （850㎡）																		
施設名	収容人数（面積）																		
向日町競輪場	1,000人（2,475㎡）																		
<u>ゆめパレアむこう・温水プール</u>	<u>250人</u> （ <u>990㎡</u> ）																		
府立向陽高等学校 体育館	<u>200人</u> （850㎡）																		

令和6年度 向日市地域防災計画（資料編）修正事項

1 共通資料

頁	修正	現行	修正理由
目次-2	<p>資料 1-65 災害時における物資の供給等に関する協定</p> <p>資料 1-66 災害時における物資の供給に関する協定</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	新たな協定の締結

2 別表

頁	修正	現行	修正理由										
2-9	<p>資料 2-5</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">環境産業対策部</td> <td> <p>防災安全課</p> <p>衛生環境課</p> <p>ゼロカーボン推進課</p> <p>税務課</p> <p>産業振興課</p> <p>観光交流センター</p> </td> <td> <p>1 初動対応期</p> <p>(1) 消防団、女性防火推進員、自主防火組織に関する事</p> <p>(2) 消防水利に関する事</p> <p>(3) 仮設トイレに関する事</p> <p>(4) ため池等の管理者への指導指示に関する事</p> <p>(5) 防災協力農地の調整に関する事</p> <p>(6) 商工業者への支援協力に関する事</p> <p>(7) 米穀等の調達に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 清掃関係業務に必要な情報収集とじん芥の収集運搬処理に関する事</p> <p>(2) 乙訓環境衛生組合との連絡調整に関する事</p> <p>(3) 被災世帯の税の減免に関する事</p> <p>(4) 農林業対策、被害調査に関する事</p> <p>(5) 商工業対策、被害調査に関する事</p> <p>(6) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	環境産業対策部	<p>防災安全課</p> <p>衛生環境課</p> <p>ゼロカーボン推進課</p> <p>税務課</p> <p>産業振興課</p> <p>観光交流センター</p>	<p>1 初動対応期</p> <p>(1) 消防団、女性防火推進員、自主防火組織に関する事</p> <p>(2) 消防水利に関する事</p> <p>(3) 仮設トイレに関する事</p> <p>(4) ため池等の管理者への指導指示に関する事</p> <p>(5) 防災協力農地の調整に関する事</p> <p>(6) 商工業者への支援協力に関する事</p> <p>(7) 米穀等の調達に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 清掃関係業務に必要な情報収集とじん芥の収集運搬処理に関する事</p> <p>(2) 乙訓環境衛生組合との連絡調整に関する事</p> <p>(3) 被災世帯の税の減免に関する事</p> <p>(4) 農林業対策、被害調査に関する事</p> <p>(5) 商工業対策、被害調査に関する事</p> <p>(6) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事</p>			<p>資料 2-5</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">環境産業対策部</td> <td> <p>防災安全課</p> <p>衛生環境課</p> <p>ゼロカーボン推進課</p> <p>税務課</p> <p>産業振興課</p> </td> <td> <p>1 初動対応期</p> <p>(1) 消防団、女性防火推進員、自主防火組織に関する事</p> <p>(2) 消防水利に関する事</p> <p>(3) 仮設トイレに関する事</p> <p>(4) ため池等の管理者への指導指示に関する事</p> <p>(5) 防災協力農地の調整に関する事</p> <p>(6) 商工業者への支援協力に関する事</p> <p>(7) 米穀等の調達に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 清掃関係業務に必要な情報収集とじん芥の収集運搬処理に関する事</p> <p>(2) 乙訓環境衛生組合との連絡調整に関する事</p> <p>(3) 被災世帯の税の減免に関する事</p> <p>(4) 農林業対策、被害調査に関する事</p> <p>(5) 商工業対策、被害調査に関する事</p> <p>(6) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	環境産業対策部	<p>防災安全課</p> <p>衛生環境課</p> <p>ゼロカーボン推進課</p> <p>税務課</p> <p>産業振興課</p>	<p>1 初動対応期</p> <p>(1) 消防団、女性防火推進員、自主防火組織に関する事</p> <p>(2) 消防水利に関する事</p> <p>(3) 仮設トイレに関する事</p> <p>(4) ため池等の管理者への指導指示に関する事</p> <p>(5) 防災協力農地の調整に関する事</p> <p>(6) 商工業者への支援協力に関する事</p> <p>(7) 米穀等の調達に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 清掃関係業務に必要な情報収集とじん芥の収集運搬処理に関する事</p> <p>(2) 乙訓環境衛生組合との連絡調整に関する事</p> <p>(3) 被災世帯の税の減免に関する事</p> <p>(4) 農林業対策、被害調査に関する事</p> <p>(5) 商工業対策、被害調査に関する事</p> <p>(6) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事</p>			施設の追加
環境産業対策部	<p>防災安全課</p> <p>衛生環境課</p> <p>ゼロカーボン推進課</p> <p>税務課</p> <p>産業振興課</p> <p>観光交流センター</p>		<p>1 初動対応期</p> <p>(1) 消防団、女性防火推進員、自主防火組織に関する事</p> <p>(2) 消防水利に関する事</p> <p>(3) 仮設トイレに関する事</p> <p>(4) ため池等の管理者への指導指示に関する事</p> <p>(5) 防災協力農地の調整に関する事</p> <p>(6) 商工業者への支援協力に関する事</p> <p>(7) 米穀等の調達に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 清掃関係業務に必要な情報収集とじん芥の収集運搬処理に関する事</p> <p>(2) 乙訓環境衛生組合との連絡調整に関する事</p> <p>(3) 被災世帯の税の減免に関する事</p> <p>(4) 農林業対策、被害調査に関する事</p> <p>(5) 商工業対策、被害調査に関する事</p> <p>(6) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事</p>										
環境産業対策部	<p>防災安全課</p> <p>衛生環境課</p> <p>ゼロカーボン推進課</p> <p>税務課</p> <p>産業振興課</p>	<p>1 初動対応期</p> <p>(1) 消防団、女性防火推進員、自主防火組織に関する事</p> <p>(2) 消防水利に関する事</p> <p>(3) 仮設トイレに関する事</p> <p>(4) ため池等の管理者への指導指示に関する事</p> <p>(5) 防災協力農地の調整に関する事</p> <p>(6) 商工業者への支援協力に関する事</p> <p>(7) 米穀等の調達に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 清掃関係業務に必要な情報収集とじん芥の収集運搬処理に関する事</p> <p>(2) 乙訓環境衛生組合との連絡調整に関する事</p> <p>(3) 被災世帯の税の減免に関する事</p> <p>(4) 農林業対策、被害調査に関する事</p> <p>(5) 商工業対策、被害調査に関する事</p> <p>(6) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事</p>											

2-10	<p>市民サービス対策部</p> <p>地域福祉課 福祉会館 健康増進センター 障がい者支援課 高齢介護課 老人福祉センター 子育て支援課 保育所 <u>子ども家庭課</u> 健康推進課 保健センター 医療保険課 市民課</p>	<p>1 初動対応期</p> <p>(1) 救援物資の確保及び配分に関する事 (2) 福祉施設の応急対策に関する事 (3) 保育所入所者の安全対策に関する事 (4) 避難所としての福祉施設の管理に関する事 (5) 応急医療対策に関する事 (6) 乙訓医師会その他福祉関係機関、施設との連絡及び出勤要請に関する事 (7) 要配慮者への支援に関する事 (8) 遺体の搬送、安置に関する事 (9) 避難対策・避難に関する事 (10) 被害状況確認復旧 (11) 戸籍（埋火葬許可の特例措置等）に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 福祉施設の被害調査に関する事 (2) 保育所給食施設での炊き出しに関する事 (3) 遺体の埋火葬に関する事 (4) 災害弔慰金の支給等に関する事 (5) 寄付金（義援金）の受入れ及び配分に関する事 (6) 災害ボランティアセンターに関する事 (7) 市民の保健衛生に関する事 (8) 感染症予防、防疫対策に関する事 (9) 災害救助法の運用に関する事 (10) 自治会及び自主防災組織等の避難所運営協議に関する事</p>	<p>市民サービス対策部</p> <p>地域福祉課 福祉会館 健康増進センター <u>市民温水プール</u> 障がい者支援課 高齢介護課 老人福祉センター 子育て支援課 保育所 健康推進課 保健センター 医療保険課 市民課</p>	<p>1 初動対応期</p> <p>(1) 救援物資の確保及び配分に関する事 (2) 福祉施設の応急対策に関する事 (3) 保育所入所者の安全対策に関する事 (4) 避難所としての福祉施設の管理に関する事 (5) 応急医療対策に関する事 (6) 乙訓医師会その他福祉関係機関、施設との連絡及び出勤要請に関する事 (7) 要配慮者への支援に関する事 (8) 遺体の搬送、安置に関する事 (9) 避難対策・避難に関する事 (10) 被害状況確認復旧 (11) 戸籍（埋火葬許可の特例措置等）に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 福祉施設の被害調査に関する事 (2) 保育所給食施設での炊き出しに関する事 (3) 遺体の埋火葬に関する事 (4) 災害弔慰金の支給等に関する事 (5) 寄付金（義援金）の受入れ及び配分に関する事 (6) 災害ボランティアセンターに関する事 (7) 市民の保健衛生に関する事 (8) 感染症予防、防疫対策に関する事 (9) 災害救助法の運用に関する事 (10) 自治会及び自主防災組織等の避難所運営協議に関する事</p>	<p>課の追加及び修正</p>
	<p>教育対策部</p> <p><u>文教課</u> 生涯学習課 学校教育課</p>	<p>1 初動対応期</p> <p>(1) 学校教育施設及び社会教育施設の緊急点検に関する事 (2) 学校教育施設及び社会教育施設の災害応急対策に関する事 (3) 学校教育施設及び社会教育施設の避難者への開放と管理に関する事 (4) 児童生徒の安全対策に関する事 (5) 学校給食施設での炊き出しに関する事 (6) 府教委及び関係機関との連絡調整に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 教育の再開に関する事 (2) 被災保護者及び児童生徒に対する援助措置等に関する事 (3) 学校教育施設及び社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (4) 自治会及び自主防災組織との避難所運営協議に関する事</p>	<p>教育対策部</p> <p><u>教育総務課</u> 生涯学習課 学校教育課</p>	<p>1 初動対応期</p> <p>(1) 学校教育施設及び社会教育施設の緊急点検に関する事 (2) 学校教育施設及び社会教育施設の災害応急対策に関する事 (3) 学校教育施設及び社会教育施設の避難者への開放と管理に関する事 (4) 児童生徒の安全対策に関する事 (5) 学校給食施設での炊き出しに関する事 (6) 府教委及び関係機関との連絡調整に関する事</p> <p>2 応急活動期</p> <p>(1) 教育の再開に関する事 (2) 被災保護者及び児童生徒に対する援助措置等に関する事 (3) 学校教育施設及び社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事 (4) 自治会及び自主防災組織との避難所運営協議に関する事</p>	<p>課名の変更</p>

2-12

資料 2-6 指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所一覧

1 風水害時

施設名	所在地	収容予 定人員	電話番号	避難施設区分		
				指定 緊急	指定	一時
<u>洛西口つっ じ公園</u>	寺戸町七ノ坪	700				○
<u>洛西口さく ら公園</u>	寺戸町八ノ坪	640				

2-14

2 地震災害時

施設名	所在地	収容予 定人員	電話番号	避難施設区分		
				指定 緊急	指定	一時
<u>洛西口つっ じ公園</u>	寺戸町七ノ坪	700				○
<u>洛西口さく ら公園</u>	寺戸町八ノ坪	640				○

資料 2-6 指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所一覧

1 風水害時

施設名	所在地	収容予 定人員	電話番号	避難施設区分		
				指定 緊急	指定	一時
<u>洛西つっじ 公園</u>	寺戸町七ノ坪	700				○
<u>洛西さくら 公園</u>	寺戸町八ノ坪	640				

2 地震災害時

施設名	所在地	収容予 定人員	電話番号	避難施設区分		
				指定 緊急	指定	一時
<u>洛西つっじ 公園</u>	寺戸町七ノ坪	700				○
<u>洛西さくら 公園</u>	寺戸町八ノ坪	640				○

施設名の修正

施設名の修正

2-23

資料 2-9 乙訓消防組合職員動員計画

最新改正 令和6年 4月 1日 一部改正

2-24

2 動員計画

	消 防 本 部				消 防 署			合 計	
	総 数 (注 1)	内 訳			向 日	長 岡 京	大 山 崎		
		総 務	予 防	警 防					救 急
警防警戒態勢	10	10 (注2)			14 (注3)	18 (注3)	9 (注3)	51	
警防1号態勢	<u>20</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	11	<u>2</u>	15	19	10	<u>64</u>
警防2号態勢	<u>34</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>20</u>	2	22 (注4)	30 (注4)	17 (注4)	<u>103</u>
警防3号態勢	<u>39</u>	<u>8</u>	8	<u>20</u>	2	30	38	20	<u>127</u>
警防4号態勢	全 員								

(1) 消防本部における各課動員数の内訳

警防警戒態勢 10名

(注2のとおり、当務指揮隊・指令係及び下記6名のうち2名動員)

	総務課	予防課	警防課	救急課
	課長	課長	課長	課長
	担当課長		担当課長	
			当務指揮隊 3名	
			当務指令係 5名	

警防1号態勢 20名 (消防長+警防警戒態勢で動員されていない職員)

資料 2-9 乙訓消防組合職員動員計画

最新改正 令和5年 4月 1日 一部改正

2 動員計画

	消 防 本 部				消 防 署			合 計	
	総 数 (注 1)	内 訳			向 日	長 岡 京	大 山 崎		
		総 務	予 防	警 防					救 急
警防警戒態勢	10	10 (注2)			14 (注3)	18 (注3)	9 (注3)	51	
警防1号態勢	<u>19</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	11	<u>1</u>	15	19	10	<u>63</u>
警防2号態勢	<u>33</u>	<u>7</u>	<u>4</u>	<u>19</u>	2	22 (注4)	30 (注4)	17 (注4)	<u>102</u>
警防3号態勢	<u>40</u>	<u>10</u>	8	<u>19</u>	2	30	38	20	<u>128</u>
警防4号態勢	全 員								

(1) 消防本部における各課動員数の内訳

警防警戒態勢 10名

(注2のとおり、当務指揮隊・指令係及び下記6名のうち2名動員)

	総務課	予防課	警防課	救急課
	課長	課長	課長	課長
	担当課長		担当課長	
			当務指揮隊 3名	
			当務指令係 5名	

警防1号態勢 19名 (消防長+警防警戒態勢で動員されていない職員)

時点修正

消防長	総務課 (<u>3</u> 名)	予防課 (<u>3</u> 名)	警防課 (11名)	救急課 (<u>2</u> 名)
	課長	<u>次長兼課長</u>	課長	課長
	担当課長	課長補佐	担当課長	<u>主幹</u>
	課長補佐	<u>課長補佐</u>	課長補佐	
警防2号態勢 <u>34</u> 名 (消防長+警防1号態勢で動員されていない職員)				
消防長	総務課 (<u>6</u> 名)	予防課 (<u>5</u> 名)	警防課 (<u>20</u> 名)	救急課 (2名)
	係長	係長	<u>係長</u>	<u>1号態勢と 同じ</u>
	係長	<u>統括主査</u>	<u>非番指揮隊 3名</u>	
	主査		<u>非番指令係 5名</u>	
警防3号態勢 <u>39</u> 名 (消防長+警防2号態勢で動員されていない職員)				
消防長	総務課 (<u>8</u> 名)	予防課 (8名)	警防課 (<u>20</u> 名)	救急課 (2名)
	総括主査	主査	2号態勢と 同じ	<u>1号態勢と 同じ</u>
	主任	主査		
		主任		
警防4号態勢 全員				
消防長	総務課 (<u>4</u> 名)	予防課 (<u>2</u> 名)	警防課 (11名)	救急課 (<u>1</u> 名)
	次長	<u>課長</u>	課長	課長
	課長	課長補佐	担当課長	<u> </u>
	担当課長	<u> </u>	課長補佐	
	課長補佐			
警防2号態勢 <u>33</u> 名 (消防長+警防1号態勢で動員されていない職員)				
消防長	総務課 (<u>7</u> 名)	予防課 (<u>4</u> 名)	警防課 (<u>19</u> 名)	救急課 (2名)
	係長	係長	<u>非番指揮隊 3名</u>	<u>係長</u>
	係長	<u>係長</u>	<u>非番指令係 5名</u>	
	主査			
警防3号態勢 <u>40</u> 名 (消防長+警防2号態勢で動員されていない職員)				
消防長	総務課 (<u>10</u> 名)	予防課 (8名)	警防課 (<u>19</u> 名)	救急課 (2名)
	総括主査	総括主査	2号態勢と 同じ	<u>2号態勢と 同じ</u>
	主任	主査		
	主任	主任		
		主任		
警防4号態勢 全員				

2-32	資料 2-15 主な災害用備蓄物資	※令和 <u>7</u> 年 <u>2</u> 月 1 日	現在	資料 2-15 主な災害用備蓄物資	※令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 1 日	現在	時点修正																												
	資料 2-16 向日市上下水道協同組合加盟業者	※令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日	現在	資料 2-16 向日市上下水道協同組合加盟業者	※令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日	現在	時点修正																												
	資料 2-17 向日市財政援助団体	※令和 <u>6</u> 年 <u>1 1</u> 月 1 日	現在	資料 2-17 向日市財政援助団体	※令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 1 日	現在	時点修正																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 者 名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向日市水道メンテナンス㈱</td> <td>向日市 <u>上植野町久我田17-1</u></td> <td>921-3030</td> </tr> </tbody> </table>	業 者 名	住 所	電 話	向日市水道メンテナンス㈱	向日市 <u>上植野町久我田17-1</u>	921-3030		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 者 名</th> <th>住 所</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>向日市水道メンテナンス㈱</td> <td>向日市 <u>物集女町豆尾21-1</u></td> <td>921-3030</td> </tr> </tbody> </table>	業 者 名	住 所	電 話	向日市水道メンテナンス㈱	向日市 <u>物集女町豆尾21-1</u>	921-3030	住所変更のため																			
	業 者 名	住 所	電 話																																
	向日市水道メンテナンス㈱	向日市 <u>上植野町久我田17-1</u>	921-3030																																
	業 者 名	住 所	電 話																																
	向日市水道メンテナンス㈱	向日市 <u>物集女町豆尾21-1</u>	921-3030																																
	資料 2-18 応急復旧工事用備蓄資材	※令和 <u>6</u> 年 <u>1 1</u> 月 1 日	現在	資料 2-18 応急復旧工事用備蓄資材	※令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 1 日	現在	時点修正																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>寸法・口径</th> <th></th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継手用漏水金具</td> <td>40他</td> <td>フクロジョイント</td> <td>47個</td> </tr> <tr> <td>鋳鉄管補修金具</td> <td>75他</td> <td>ヤノジョイント</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>付属品（押輪他）</td> <td>75他</td> <td>押輪 継輪</td> <td><u>69</u>個</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	寸法・口径		数 量	継手用漏水金具	40他	フクロジョイント	47個	鋳鉄管補修金具	75他	ヤノジョイント	18個	付属品（押輪他）	75他	押輪 継輪	<u>69</u> 個		<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>寸法・口径</th> <th></th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継手用漏水金具</td> <td>40他</td> <td>フクロジョイント</td> <td>47個</td> </tr> <tr> <td>鋳鉄管補修金具</td> <td>75他</td> <td>ヤノジョイント</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>付属品（押輪他）</td> <td>75他</td> <td>押輪 継輪</td> <td><u>144</u>個</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	寸法・口径		数 量	継手用漏水金具	40他	フクロジョイント	47個	鋳鉄管補修金具	75他	ヤノジョイント	18個	付属品（押輪他）	75他	押輪 継輪	<u>144</u> 個
品 名	寸法・口径		数 量																																
継手用漏水金具	40他	フクロジョイント	47個																																
鋳鉄管補修金具	75他	ヤノジョイント	18個																																
付属品（押輪他）	75他	押輪 継輪	<u>69</u> 個																																
品 名	寸法・口径		数 量																																
継手用漏水金具	40他	フクロジョイント	47個																																
鋳鉄管補修金具	75他	ヤノジョイント	18個																																
付属品（押輪他）	75他	押輪 継輪	<u>144</u> 個																																
資料 2-19 じん芥収集車台数	※令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日	現在	資料 2-19 じん芥収集車台数	※令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日	現在	時点修正																													
資料 2-20 し尿収集車業者保有台数	※令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日	現在	資料 2-20 し尿収集車業者保有台数	※令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日	現在	時点修正																													
2-34 資料 2-21 乙訓環境衛生組合処理施設の現況	※令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日	現在	資料 2-21 乙訓環境衛生組合処理施設の現況	※令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日	現在	時点修正																													

資料 2-22 消防職員

※令和6年4月1日 現在

	消防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	合 計
消 防 本 部	1	<u>4</u>	<u>17</u>	<u>20</u>	<u>8</u>	<u>1</u>	<u>8</u>	<u>59</u>
向 日 消 防 署		2	<u>7</u>	<u>16</u>	<u>4</u>	<u>10</u>	<u>4</u>	43
長 岡 京 消 防 署		2	7	<u>12</u>	<u>7</u>	<u>10</u>	<u>5</u>	<u>43</u>
東 分 署				<u>5</u>	<u>3</u>	<u>4</u>		12
大 山 崎 消 防 署		2	<u>8</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>3</u>	28
合 計	1	<u>10</u>	<u>39</u>	<u>59</u>	<u>25</u>	<u>31</u>	<u>20</u>	<u>185</u>

資料 2-23 向日市消防団

※令和6年4月1日 現在

	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	合 計
団 本 部	1	2					3
第 1 分 団			1	1	3	<u>21</u>	<u>26</u>
第 2 分 団			1	1	3	<u>19</u>	<u>24</u>
第 3 分 団			1	1	3	<u>20</u>	<u>25</u>
第 4 分 団			1	1	3	15	20
第 5 分 団			1	1	3	<u>17</u>	<u>22</u>
第 6 分 団			1	1	3	<u>16</u>	<u>21</u>
合 計	1	2	6	6	18	<u>108</u>	<u>141</u>

資料 2-22 消防職員

※令和5年4月1日 現在

	消防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	合 計
消 防 本 部	1	<u>5</u>	<u>16</u>	<u>17</u>	<u>10</u>	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>58</u>
向 日 消 防 署		2	<u>8</u>	<u>12</u>	<u>8</u>	<u>8</u>	<u>5</u>	43
長 岡 京 消 防 署		2	7	<u>13</u>	<u>6</u>	<u>11</u>	<u>3</u>	<u>42</u>
東 分 署				<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>		12
大 山 崎 消 防 署		2	<u>9</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	28
合 計	1	<u>11</u>	<u>40</u>	<u>54</u>	<u>30</u>	<u>28</u>	<u>19</u>	<u>183</u>

資料 2-23 向日市消防団

※令和5年4月1日 現在

	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	合 計
団 本 部	1	2					3
第 1 分 団			1	1	3	<u>20</u>	<u>25</u>
第 2 分 団			1	1	3	<u>20</u>	<u>25</u>
第 3 分 団			1	1	3	<u>19</u>	<u>24</u>
第 4 分 団			1	1	3	15	20
第 5 分 団			1	1	3	<u>18</u>	<u>23</u>
第 6 分 団			1	1	3	<u>17</u>	<u>22</u>
合 計	1	2	6	6	18	<u>109</u>	<u>142</u>

時点修正

時点修正

2-35

資料 2-24 消防車両

※令和6年4月1日 現在

資料 2-25 公用車保有状況

※令和6年4月1日 現在

部・課名	乗用		貨物					特殊			自動二輪	原付	計	
	バス		軽乗用	ダンプ・トラック				大	普	小				
	大型	マイカ		大型	普通	小型	軽							小型
ふるさと創生推進部			2									2		
総務部	1	1	16		1	2	2	8				31	2	2
環境産業部			1		3	-	-		4			8		
市民サービス部	1											1	12	12
都市整備部			4		2	4	2		1			13		
教育委員会		1	1									2	11	11
議会事務局		1										1		
消防団									6			6		
計	2	5	22		6	6	2	10	11			64	25	25

資料 2-24 消防車両

※令和5年4月1日 現在

時点修正

資料 2-25 公用車保有状況

※令和5年4月1日 現在

時点修正

部・課名	乗用		貨物					特殊			自動二輪	原付	計			
	バス		乗用車	ワゴン	軽乗用	ダンプ・トラック				大				普	小	
	大型	マイカ				大型	普通	小型	軽							小型
ふるさと創生推進部			2											2		
総務部	1	1	1	1	15		2	3	1	9				33	2	2
環境経済部					1		2	1	2		4			8		
市民サービス部	1									1				2	12	12
建設部					-		1	1			-			2		
上下水道部					5		1	5		1	1			13		
教育委員会				1	1					1				3	11	11
議会事務局		1												1		
消防団													6	6		
計	2	2	4	22			6	10	1	12	11			70	25	25